

桜橋外1橋橋梁補修設計業務委託

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「桜橋外1橋橋梁補修設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

なお、本特記仕様書に記載のない事項は、静岡県交通基盤部業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとする。

(業務目的)

第2条 本業務は、過年度に行われた橋梁定期点検にて健全度がⅢ以上と判断された委託者が管理する桜橋、藪の内1号橋について、補修設計を行うことを目的とする。

(業務範囲)

第3条 本業務の業務範囲は、委託者が管理する次の各号に示す2橋を対象とする。

- (1) 桜橋
- (2) 藪の内1号橋

(貸与資料)

第4条 本業務における貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 熱海市橋梁定期点検業務委託報告書（令和4年度）
- (2) 熱海市橋梁台帳

(業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

橋梁補修設計

(1) 橋梁調査

ア 調査計画

業務の目的、主旨を把握した上で関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行う。

イ 現況調査

実施計画書に基づき、業務に必要な調査を行う。調査に当たっては、現場状況から必要な場合は検査車両等を使用する。なお検査車両を使用する場合に交通規制を伴う場合は、関係機関と協議し、車両交通の安全に留意するものとする。

ウ 損傷調査

補修履歴、既設図面を確認した上で、既設橋梁の損傷調査、既設資料との整合性調

査を行う。損傷調査は近接目視を基本とし、必要に応じて打音調査や触診等を実施することとする。また、損傷状況を写真に収めるとともに、道路橋点検要領に基づき健全性を評価する。なお、損傷調査の結果は、道路橋点検要領に定められる様式にとりまとめるものとする。

緊急に対策を実施する必要がある損傷が確認された際には、至急監督員へ報告を行い、状況を具体的に記録する。

エ 一般図の作成

既往設計図書及び現況調査結果を基に、補修・耐震補強設計に用いる一般図を作成する。

(2) 橋梁補修設計

ア 既設橋補修照査

損傷調査の結果に基づき、必要な補修照査を行う。次に、その照査結果から補修の要否を整理する。

イ 橋梁補修工法検討

既設橋補修照査の結果に基づき、代表的な損傷である主桁の断面修復や橋面防水、伸縮装置等について、設計、施工上の制約条件及び経済性・施工性を勘案し最適工法を選定する。

なお、工法比較において、新技術による工法を積極的に検討する。

ウ 橋梁補修設計

橋梁補修工法で選定された補修工法について、詳細設計を行う。その具体は、設計計算書、設計図面、数量計算書を作成することである。

(3) 仮設構造物の設計及び施工検討

ア 仮設構造物の設計

工事を施工する際に必要となる仮設構造物について、設置箇所の地形条件、地盤条件、交通安全上の施工条件等を十分に考慮し設計を行う。

イ 施工検討

工事を実施する際の施工方法について検討を行う。その具体は、交通規制計画、仮設計画、施工フロー、施工方法等である。

(4) 概算工事費の算出

工事の実施に必要な概算工事費を算出する。

(5) 照査

基本的な条件決定に伴う、施工条件、設計方針、設計手法及び設計計算、設計図、数量計算等の適切性及び整合性等について照査を行う。

(6) 報告書作成

業務成果として作成した資料や記録等のとりまとめを行い、報告書を作成する。

(7) 関係機関との協議資料作成

工事の実施に当たり、関係機関との河川協議のために必要となる資料を作成する。

なお、河川占用書類の作成を含むものとする。

(8) 設計協議

委託者との協議は、3回(中間1回)以上とし、初回と成果品納品時には主任技術者が立ち会うものとする。また、関係機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

(9) 中性化試験・塩分含有量試験

橋梁諸元の推定、既設橋の状況把握及び補修設計に必要な情報を取得するために、代表的な3箇所について試料採取し、中性化試験・塩分含有量試験(3試料)を行う。

(主任技術者)

第6条 主任技術者は、共通仕様書の定める技術士(総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)または建設部門(鋼構造及びコンクリート))あるいはRCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格保有者とする。

(照査技術者の配置及び資格)

第7条 本業務の実施に当たっては、共通仕様書第1108条1項に規定する照査技術者を配置しなければならない。なお、条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、建設コンサルタント登録規定第3条一口の認定基準によるものとする。

2 本業務の中で、照査技術者は主任技術者を兼務することはできない。

(成果品)

第8条 成果品は、次に示すとおりとする。 提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 電子データ(CD-R) | 1部 |
| (3) その他、監督員の指示するもの | 1式 |

(疑義)

第9条 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。